

平成23年3月11日(22:30)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎(内線2899)
救 助 係 長 吉田 卓郎 (内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について (第2報)

1 災 害 の 概 要

東北地方太平洋沖を震源とする地震により、岩手県及び宮城県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、岩手県及び宮城県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【岩手県】			
宮古市(みやこし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	
大船渡市(おおふなとし)	〃		
久慈市(くじし)	〃		
陸前高田市 (りくぜんたかたし)	〃		
釜石市(かまいしし)	〃		
上閉伊郡大槌町 (かみへいいぐんおおつちょう)	〃		
下閉伊郡山田町 (しもへいいぐんやまだまち)	〃		
下閉伊郡岩泉町 (しもへいいぐんいわいずみちょう)	〃		
下閉伊郡田野畑村 (しもへいいぐんたのはたむら)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【岩手県】 下閉伊郡普代村 (しもへいいぐんふだいむら) 九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら) 九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう)	3月11日 〃 〃	3月11日の地震発生後、余震が続いており、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	
【宮城県】 仙台市 (せんだいし) 石巻市 (いしのまきし) 塩竈市 (しおがまし) 気仙沼市 (けせんぬまし) 白石市 (しろいしし) 名取市 (なとりし) 角田市 (かくだし) 多賀城市 (たがじょうし) 岩沼市 (いわぬまし) 登米市 (とめし) 栗原市 (くりはらし) 東松島市 (ひがしまつしまし) 大崎市 (おおさきし) 刈田郡蔵王町 (かたぐんざおうまち) 柴田郡大河原町 (しばたぐんおおがわらまち)	3月11日 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【宮城県】 柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさきまち) 亶理郡亶理町 (わたりぐんわたりちょう) 亶理郡山元町 (わたりぐんやまもとちょう) 宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち) 宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちがはままち) 宮城郡利府町 (みやぎぐんりふちょう) 黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちょう) 黒川郡富谷町 (くろかわぐんとみやまち) 黒川郡大衡村 (くろかわぐんおおひらむら) 遠田郡涌谷町 (とおだぐんわくやちょう) 牡鹿郡女川町 (おしかぐんおながわちょう) 本吉郡南三陸町 (もとよしぐんみなみさんりくちょう) ※刈田郡七ヶ宿町 (かたたぐんしちかしゆくまち) ※柴田郡村田町 (しばたぐんむらたまち)	3月11日 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	3月11日の地震発生後、余震が続いており、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【宮城県】 ※柴田郡柴田町 (しばたぐんしばたまち) ※伊具郡丸森町 (いぐんまるもりまち) ※黒川郡大郷町 (くろかわぐんおおさとちょう) ※加美郡色麻町 (かみぐんしかまちょう) ※加美郡加美町 (かみぐんかみまち) ※遠田郡美里町 (とおだぐんみさとまち)	3月11日 〃 〃 〃 〃 〃	3月11日の地震発生後、余震が続いており、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	

<注>※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置